

ストックヤード運営事業者の登録申請等において提出する書類等に関する解説

1. はじめに

本解説はストックヤード運営事業者登録規程（令和 5 年 国土交通省告示第 1 5 7 号）第 4 条に基づくストックヤード運営事業者の登録申請又は、登録更新申請、第 8 条に基づく登録内容の変更届に必要な書類等の概要について解説するものです。なお、詳細等について下記を参照願います。

- ・ストックヤード運営事業者登録規程及び別記様式
- ・ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について（別添 1）
- ・ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領（別添 3）

2. 申請先等

申請（新規、更新）及び変更届は、申請者の主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方整備局等の担当部署に送付ください（申請受付開始：令和 5 年 5 月 2 6 日）。

表 1 申請先等（窓口開設：令和 5 年 5 月 1 5 日）

受付機関	担当部署	電話番号	提出方法	
			E-mail	書面
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311(代)	●	×
東北地方整備局	建政部建設産業課	022-225-2171(代)	●	×
関東地方整備局	建政部建設産業第一課	048-601-3151(代)	●	×
北陸地方整備局	建政部計画・建設産業課	025-370-6571	●	×
中部地方整備局	建政部建設産業課	052-953-8572	●	×
近畿地方整備局	建政部建設産業第一課	06-6942-1141(代)	●	×
中国地方整備局	建政部計画・建設産業課	082-221-9231(代)	●	×
四国地方整備局	建政部計画・建設産業課	087-811-8314	●	×
九州地方整備局	建政部建設産業課	092-471-6331(代)	●	×
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代)	×	●

※1 E-mail 提出の場合は「ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領」を参照ください。

※2 書面提出の場合は、書面（紙）を郵送又は持参にて提出ください。

表 2 地方整備局等の管轄区域

地方整備局等	管轄区域
北海道開発局	北海道
東北地方整備局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方整備局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局	沖縄県

3. 申請等に必要書類等

表3 新規及び更新登録申請、変更届に必要な書類

種類	規程様式名	備考
①申請書兼変更届出書等	別記様式一号(1)(2)	
②誓約書	別記様式二号	
③身分証明書（破産者に該当しない）	—	
④役員の住所等に関する調書	別記様式三号	
⑤登記事項証明及び定款	—	
⑥法定代理人の登記事項証明	—	
⑦許可証等の写し	—	
⑧土砂搬入搬出管理票（新規）	別記様式四号	ストックヤード新規登録時

※変更届（変更を伴う更新申請を含む）にあつては、①及び当該変更に係る②から⑧を添付ください。

4. 申請書類の作成等に関する解説

(1) 申請書兼変更届出書等

1) スtockヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書関係

①登録の種類

次のとおりの申請等の内容に応じて『新規』『更新』『変更』のいずれかを選択ください。

	様式第1号(1)	様式第1号(2)			
		箇所追加あり	記載変更あり	登録を解除する	変更なし
新規登録申請	新規	新規	—	—	—
更新申請	更新※1	新規	変更	解除(自主的)	登録済み (選択変更しない)
変更届	変更※2	新規	変更	解除(自主的)	登録済み (選択変更しない)

※1 登録有効期間の更新を伴う申請を行う場合（登録内容の「変更」を伴うものを含む）は「更新」を選択ください。

なお、「変更」は変更が生じた日から30日以内に届出ることが必要です。

また、「更新」は登録有効期限の180日前から申請可能です。

※2 様式第1号(1)に変更内容がない場合であっても様式第1号(2)のいずれかに「新規」「変更」「解除」がある場合は「変更」を選択ください。

②申請先の地方整備局長等の名称

申請者の主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方整備局等（表2）の局長宛に申請ください。

③商号、名称又は氏名

申請者が法人である場合には会社名等を、個人である場合には本人の氏名を記載ください。

④主たる事務所の所在地・連絡先

申請者の主たる事務所（本社等）に関して所在地（住所）や連絡先を記載ください。

なお、E-mailアドレスについては申請手続き中及び登録期間中の申請や届出、報告の手続きの送受信が可能なアドレスを記載ください。

⑤事業年度の開始日

規程第7条第1項により毎事業年度終了後3か月以内に行う「土砂搬入搬出管理年報（1年間）」の提出期限を規定する日付となりますので、申請者で定める事業年度の開始日を記載ください。

⑥関連許可等

該当する許可や登録の有無を記載ください。

なお、該当する許可や登録を有する場合には、これらの許可証等の写しを添付ください。

⑦取扱う土質や料金表等の情報

申請者がその運営するストックヤードで取扱う建設発生土の土質や料金、受入れ条件等について、インターネットによる情報提供をされている場合には、代表ページの URL を記載ください（任意）。

2) スtockヤード関係

①登録の種類

様式第1号(2)の申請等の内容に応じて『新規』『変更』『解除』のいずれかを選択ください。

	様式第1号(2)			
	箇所追加あり	記載変更あり	登録を解除する	変更なし
新規登録申請	新規	—	—	—
更新申請 変更届	新規	変更	解除（自主的）	登録済み (選択変更しない)

※全てのストックヤードの登録を解除したいときは廃業等届出書によってください。

②名称

当該ストックヤードの名称を記載すること（名称がない場合は当該運営事業者の他のストックヤードと名称が重複しないよう名称を付けてください）。

また当該ストックヤードを管理する事務所等の電話番号がある場合記載ください。

③所在地

当該ストックヤードの所在地を郵便番号、都道府県、市区町村及び地番まで記載ください。所在地が複数の地番にまたがる場合には、「〇〇番地ほか」等で記載ください。

④最大堆積可能量

当該ストックヤードで安全に堆積可能な最大量を記載ください。

その際、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）規定する許可や届出が必要なストックヤードにあつては、同法に基づく土石の堆積（一時堆積）に関する技術的基準、及び地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例（条例の名称は地方公共団体によって異なる）の許可や届出を要するストックヤードあつては、当該条例の規則で規定する安全基準その他これらの技術的基準等により必要な対策を講じたうえで堆積可能な最大量を記載ください。

⑤許可等の状況

当該ストックヤードが別記様式第1号(2)に記載された法令等の許可や届出、認可等を要するか否か、また、これらの許可等の有無を記載のうえ当該許可証等の写しを添付ください。

⑥取扱う土質区分

当該ストックヤードで受入れ時及び搬出時（販売）に取扱う土砂の土質の区分について、該当する全ての項目にチェック（☑）を入れてください。

なお、本項目はストックヤードの利用者に対して情報提供するものであり、搬出時のうち「土砂処分場への処分」のための搬出土砂の土質区分は記載対象外とします。

土質区分については、「発生土利用基準（国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号、平成 18 年 8 月 10 日）」（※）を参照ください。

また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて様式第 1 号(1)に代表ページの URL を記載（任意）ください。

※ <https://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/hasseido/060810kijyun.pdf>

⑦受入れ条件

当該ストックヤードへの土砂受入れ条件の概要について、該当する全ての項目にチェック（☑）を入れてください。

- ・ 公共工事限定 : 搬入元を公共工事に限定している場合
- ・ 自社関係工事限定 : 搬入元を自社又は関連会社が行う工事に限定している場合
- ・ 搬入元制限なし : 搬入元の種類によって特に制限を設けていない場合
- ・ 応相談 : 個別に調整を要する場合

また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて様式第 1 号(1)に代表ページの URL を記載（任意）ください。

(2) 添付書類

以下の書類を添付ください。

1) 誓約書

別記様式第 2 号について各誓約事項を確認のうえ該当項目にチェック（☑）を入れてください。なお、申請者、申請者の役員等、申請者の支配人、法定代理人及び法定代理人の役員のいずれかに変更があった場合には変更届又は更新申請に際して誓約書内容を確認のうえ添付ください。

2) 役員等の住所等に関する調書

規程第 4 条第 2 項第 2 号のとおり。

3) 身分証明書

規程第 4 条第 2 項第 3 号のとおり。なお、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 2 項に基づき、本籍地の市町村長が発行するものをいいます。

4) 登記事項証明及び定款

規程第 4 条第 2 項第 4 号のとおり。

5) 法定代理人の登記事項証明

規程第 4 条第 2 項第 5 号のとおり。

6) 許可証等の写し

規程第 4 条第 2 項第 6 号のとおり。なお、許可証等の写しは当該許可証等に添付の図面等を省略することができる。

7) 土砂搬入搬出管理票（新規）

ストックヤードの登録に際して、土砂の搬出入記録の状況を事前把握するため実績の添付を求めたものです。ただし、新規ストックヤードなど実績がなく記載困難な場合等には次の優先順位により記載し添付することができるものとする。なお、記載事項のうち「搬出先の種類」について既存資料がない場合には記載を省略することができる。

- ① 登録を行うストックヤードの過去1年間の実績
- ② 登録を行うストックヤードの実績（運営期間が1年未満の場合には可能な期間）
- ③ これからストックヤードの運営を開始しようとしているなど、搬入量及び搬入元並びに搬出量並びに搬出先に関する実績記録が無い場合には、ストックヤードの名称、所在地、最大堆積可能量を記載

ただし、登録後は規程第7条第1項に規定する管理状況年報の報告が毎年行えるよう規程第3章に規定する土砂の搬出入記録等の必要な業務を行わなければならない。